

平成 27 年 6 月 1 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
 株式会社 S J I
 代表取締役会長兼社長 石濱 人樹
 (JASDAQ: 2315)

問合せ先：
 経営企画本部 副本部長 藤井 肇
 TEL 03-5769-8200 (代表)

第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行
 および第 5 回新株予約権の発行、親会社および主要株主である筆頭株主の異動ならびに
 株式会社ネクスグループとの資本業務提携に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 1 日開催の当社取締役会において、以下のとおり第三者割当により発行される新株式（デット・エクイティ・スワップおよび金銭出資）（以下「本新株式」といいます。）および第 5 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、平成 27 年 6 月 29 日（月）開催予定の第 26 期定時株主総会における議案の承認（特別決議）を条件に、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、本新株式発行による親会社および主要株主の異動が生じる見込みです。ならびに株式会社ネクスグループとの資本業務提携を行うことといたしますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による本新株式発行および本新株予約権発行の募集内容

1. 募集の概要

(1) 新株発行の概要

① 発行株式数	普通株式 124,859,100 株
② 発行価額	1 株につき 金 35 円
③ 発行価額の総額	4,370,068,500 円
④ 資本組入額	2,185,034,250 円（1 株につき 17.5 円）
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当方式
⑥ 割当予定先および割当株式数	株式会社ネクスグループ 99,142,800 株 SEQEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED 5,571,400 株 FISCO International (Cayman) LP 8,571,400 株 IT トラスト 2 号投資事業組合 1,274,200 株 YT トラスト 2 号投資事業組合 1,366,800 株 M2M トラスト 2 号投資事業組合 1,274,200 株 M2M トラスト 3 号投資事業組合 254,800 株 KST トラストファンド 2 号投資事業組合 1,603,100 株 EI トラスト投資事業組合 820,100 株

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第 5 回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	NB トラスト投資事業組合 509,700 株 投資事業組合 HA ターゲットファンド 637,100 株 投資事業組合 KH トラスト 254,800 株 投資事業組合 YH トラスト 509,600 株 投資事業組合 TH トラスト 586,100 株 投資事業組合 HH トラスト 509,600 株 投資事業組合 IH トラスト 1,019,400 株 投資事業組合 BB トラスト 382,700 株 投資事業組合マーケットウィザードファンド 571,300 株
⑦ 払込期日	平成 27 年 6 月 30 日 (火)
⑧ 現物出資財産の内容および価額	発行価額の一部である 1,500,000,000 円は、株式会社ネクスグループ社が当社に対して有する金銭債権の合計 1,500,000,000 円が現物出資(デット・エクイティ・スワップ)により充当されます。
⑨ その他	本新株式の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、および平成 27 年 6 月 29 日(月)開催予定の第 26 期定時株主総会において新株および新株予約権の発行に関する議案の承認(特別決議)を条件としております。

(注) 1. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

2. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

株式会社ネクスグループ(岩手県花巻市栞ノ目第 2 地割 32 番地 1、以下「ネクスグループ社」という。)が、当社に対して保有する金銭債権 1,500,000,000 円(以下「本件債権」という。)が目的となります。本件債権の発生経緯は以下のとおりです。

(1) 平成 26 年 5 月 12 日に当社が海外子会社である中訊軟件集團股份有限公司(英文名:SinoCom Software Group Limited、以下、「SinoCom」いいます。)の取得資金として借り入れた資金の借換を目的として株式会社みずほ銀行(東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号、以下「みずほ銀行」という。)から 1,500,000,000 円の借入れを行った際に、株式会社 S R A(東京都豊島区南池袋二丁目 32 番 8 号、以下「S R A」という。)がみずほ銀行との間で連帯保証契約を締結しました。

(2)その後、平成 27 年 1 月 30 日に当該借入債務の弁済期が到来したものの、当社は弁済することができなかったことから、S R Aが平成 27 年 4 月 21 日にみずほ銀行に対して弁済を行い(弁済資金は下記に記載のように求償権を S R Aから譲り受けることを前提としてネクスグループ社が提供)、S R Aは当社に対し求償権を持つことになりました。

(3)さらにその後、平成 27 年 4 月 21 日に、S R Aは当社に対する 1,500,000,000 円の求償権をネクスグループ社に譲渡し、ネクスグループ社が債権者となったものです。

3. 現物出資の対象となる財産については、会社法の規定により原則として検査役の検査(会社法第 207 条第 1 項)又は弁護士、公認会計士若しくは税理士等による調査(同条第 9 項第 4 号)が義務付けられております。現物出資の対象となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認できるとともに、帳簿残高の範囲内であれば資本充実に支障がないことから、検査役検査又は専門家による調査の必要がないこととされています(同条第 9 項第 5 号)。また、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られますが、このたび現物出資の対象となる金銭債権につきましては、全額弁済期が到来しております。

4. 申込みおよび払込みの方法は、有価証券届出書の効力発生後、新株式の払込期日までに「総数引受契約」を締結し、払込期日までに発行価額の総額を払い込むものとします。なお、ネクスグ

ご注意: この文章は、当社の第三者割当による新株式(現物出資(デット・エクイティ・スワップ)および金銭出資)の発行および第 5 回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

グループとは、「Ⅲ資本業務提携」にありますように、平成27年6月1日（月）に資本業務提携を締結し、その後、払込期日までにネクスグループ社と総数引受契約を締結する予定です。

（2）新株予約権発行の概要

① 割当日	平成27年6月30日（火）
② 新株予約権の総数	114,284個（新株予約権1個につき1,000株）
③ 発行価額	総額76,113,144円（新株予約権1個につき 金666円）
④ 当該発行による潜在株式数	114,284,000株
⑤ 調達資金の額	4,076,053,144円 内訳 新株予約権発行による調達額 76,113,144円 新株予約権行使による調達額 3,999,940,000円
⑥ 権利行使価額	1株当たり金35円
⑦ 権利行使可能期間	平成27年6月30日から平成29年6月29日
⑧ 募集又は割当方法	第三者割当方式
⑨ 割当予定先および割当個数	株式会社ネクスグループ 85,714個 SEQEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED 14,285個 株式会社S R A 14,285個
⑩ その他	新株予約権発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、および平成27年6月29日（月）開催予定の第26期定時株主総会において新株および新株予約権の発行に関する議案の承認（特別決議）を条件としております。

（注）1. 申込みおよび払込みの方法は、有価証券届出書の効力発生後、新株予約権の割当日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、割当日までに発行価額の総額を払い込むものとします。なお、ネクスグループ社とは、「Ⅲ資本業務提携」にありますように、平成27年6月1日（月）に資本業務提携を締結し、その後、割当日までにネクスグループ社と総数引受契約を締結する予定です。

2. 募集の目的および理由

（1）当社グループの現状について

当社グループは、平成27年3月末現在で、日本と中国において、システム開発事業、ソフトウェア製品事業からなる情報サービス事業および石油化学エンジニアリングサービス事業を展開してまいりました。しかしながら、当社グループは、過去の積極的なM&A等によって有利子負債が増加し、取得した海外子会社株式の減損損失の計上、海外関連の回収可能性の低い債権への引当計上、それに伴う資金繰りの悪化、悪化した資金繰り安定のために取得時より廉価に株式を売却したことによる売却損失の計上、中国現地での人件費の高騰、中国現地法人の子会社化することで推進してきました直接オフショア事業が想定した収益を上げることができませんでした。こうした状況のなか、顧客から新規の受注を獲得することが困難になりつつあり、他方石油化学エンジニアリング事業に関しては、中国における政治情勢の影響等から売上が減少するなどにより、業績は悪化しております。

また、平成27年1月30日に「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示を行った通り、過去の不適切な取引などに起因した過年度決算訂正に至る事実関係が発覚いたしました。この結果を受けて、同年2月6日に過去の決算短信および四半期決算短信の訂正、並びに有価証券報告書および四半期報告書の訂正を公表いたしました。そうした事実関係に基づき、当社は平成27年2月24日に東京証券取引所より特設注意市場銘柄の指定を受け、さらに上場違約金2,000万円の請求を受けることになりました。

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

た。また当社は、平成 27 年 4 月 23 日に金融庁より金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、194,260,000 円の課徴金を命じられました。

こうした業績面での悪化に加えて、過去の不適切な取引などに起因した過年度決算訂正に至る事実関係が発覚したことを受け、当社は財務面のみならず、経営全般の見直しを図ることが必須の状況となりました。そこで、既に上記の事実関係について調査を開始した平成 26 年 10 月 10 日付けにて、代表取締役の異動を行い、新たなガバナンスと内部統制の確立に向けて努力しております。

当社は、平成 27 年 5 月 22 日に「子会社の異動を伴う株式譲渡、特別損失の計上見込みに関するお知らせ」にて開示を行った通り、平成 27 年 6 月 29 日(月)開催予定の第 26 期定時株主総会における議案の承認（特別決議）を条件に、LianDi Clean Technology Inc.（以下、「LNDT」といいます。）の株式を譲渡することによって、平成 27 年 3 月期の連結純資産約 73 億円から LNDT の連結除外の影響と売却損失の影響を加味すると、平成 28 年 3 月期第 1 四半期において、連結上約 62 億円の債務超過となる見通しです。また、当社グループの有利子負債は、平成 27 年 3 月末で約 11,442 百万円、子会社株式の売却代金による返済によってもなお、平成 27 年 4 月末で約 9,944 百万円と依然高水準であります。

そのため、資本の拡充と有利子負債の圧縮による財務体質の改善および運転資金の確保が緊急の課題となっております。

当社は、既に平成 26 年 10 月頃から、いくつかの経営財務コンサルタント会社や取引金融機関と当社グループの財務改善についてミーティングを重ね、グループ会社の譲渡を含む再編の推進と様々な資金調達手段について検討してまいりました。

そうした検討の結果、中国の石油化学エンジニアリングサービス事業から撤退し、当社の強みであるオフショア開発を優秀で安価な中国ソフトウェア開発パートナーを柔軟に活用することで IT 事業を強化していくことといたしました。

これに伴い、自社中国子会社によるオフショア・システム開発からの撤退（SinoCom、LDNS の株式譲渡）、石油化学エンジニアリングサービス事業からの撤退（LNDT の株式譲渡）などのグループ再編を実施しております。

① 中訊軟件集團股份有限公司（英文名：SinoCom Software Group Limited (SinoCom)）株式の譲渡

譲渡日：平成26年12月18日

譲渡先：Power View Group Limited

所有割合：48.39%から25.59%

譲渡日：平成27年2月27日

譲渡先：薛興偉氏

所有割合：25.59%から21.79%

譲渡日：平成27年4月15日

譲渡先：BENEFIT POWER INC. および SUNNY INTERNATIONAL LIMITED

所有割合：21.79%から0.05%

② 聯迪恒星（南京）信息系統有限公司（英文名：Liandi (Nanjing) Information Systems Co., Ltd. (LDNS)）

譲渡日：平成27年4月21日

譲渡先：沈榮明氏（LDNSの董事および総経理）および従業員で構成する南京德富瑞管理諮詢有限公司によるマネジメント・バイ・アウト（MBO）の方式

所有割合：89.30%から5.00%

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

③ LianDi Clean Technology Inc. (LNDT)

譲渡日：平成27年6月29日(予定)

譲渡先：Smart Specialists Limited

所有割合：54.55%から0%

このようなグループ再編実施の結果、当社は国内を基盤としたシステム開発事業に特化し、財務面での健全化を第一に考えていくこととしました。しかし、一連の資産売却により、連結上債務超過が見込まれるため、まずはスポンサーによる資本引受けによって、債務超過状態を脱することを大前提とした、割当候補先との調整を基本方針としておりました。

当社は、平成26年10月頃から、外部コンサルタントとグループ再編と財務内容の改善について協議を行い、平成26年12月から割当先候補者との交渉に入りました。更に平成27年2月からは、新たにネクスグループを含めた割当候補先と交渉を重ね、平成27年4月にネクスグループに独占交渉権（第三者と新株及び新株予約権等の割当行為等の協議、勧誘、交渉又は合意を行わないこと）を付与し、ネクスグループ社による当社子会社化の可能性など協議を重ねてまいりました。当社の条件は、前述のとおり、最大の課題である債務超過の解消による資本の充実、財務基盤の強化等の喫緊の課題を充足すること、また、ネクスグループ社の引き受けにあたっての条件は、過半数以上の取締役の派遣でした。

先方の条件を検討した結果、ネクスグループ社の子会社にはかつて当社の西日本事業部を譲渡した株式会社ネクス・ソリューションズもあり、資本を引き受けて頂いた後のネクスグループ社が手がける事業再生について一定の信頼をおくことができると当社は評価しています。これらの事業再生の実績と、当社の過去の経営責任を明確化するという両方の観点から、ネクスグループ社の条件を受け入れて、当社がネクスグループ社を親会社として、上記の企業再生を進めていくことが既存株主価値の最大化、企業価値の最大化に資するものと判断しました。

当該割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式をすべて同時に保有した場合、当該割当予定先であるネクスグループ社は議決権数57.4%となるため、会社法第244条の2第1項に規定する特定引受人となります。以下は、その場合の議決権数に関する内容です。

a. 当該特定引受人がその引き受けた募集新株式および新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数（当該交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数）は、1,848,568個です。

b. 上記a.の募集新株式および新株予約権に係る交付株式に係る最も多い議決権の数は、1,848,568個です。

c. 当該特定引受人がその引き受けた募集新株式および新株予約権に係る交付株式の株主となった場合における最も多い総株主の議決権の数は、平成27年3月31日時点の総議決権数825,860個を基準とした場合、3,217,291個となります。

なお、特定引受人が生じる可能性のある本新株予約権の発行について、当社常勤監査役の岡田俊夫氏からは、資金調達を選択とその発行条件を慎重に検討した結果、本資金調達の必要性および相当性が認められる、との意見書を下記の通り、入手しております。

①本第三者割当の必要性

当社グループは、平成27年3月末現在で、日本と中国において、システム開発事業、ソフトウェア製品事業からなる情報サービス事業および石油化学エンジニアリングサービス事業を展開している。しかしながら、当社グループは、過去の積極的なM&A等により有利子負債が増加し、様々な取引によって生じた債権の不良化や過去のM&Aによって取得した株式の減損、またそうした株式等の資産の売却による損失の計上などを受け、業績は大きく悪化している。

また、平成27年1月30日に「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示を行ったとおり、過去の不適切な取引などに起因した過年度決算訂正に至る事実関係が発覚した。この結果を受けて、同年2月6日に過去の決算短信および四半期決算短信の訂正、並びに有価証券報告書および四半期報告書の訂

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））および金銭出資の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

正を公表した。そうした事実関係に基づき、当社は平成27年2月24日に東京証券取引所より特設注意市場銘柄の指定を受け、さらに上場違約金2,000万円の請求を受けることになった。また当社は、平成27年4月23日に金融庁より金融商品取引法第185条の7第1項の規定により、1億9,426万円の課徴金の納付を命じられた。

こうした業績面での悪化に加えて、過去の不適切な取引などに起因した過年度決算訂正に至る事実関係が発覚したことを受け、当社は財務面のみならず、経営全般の見直しを図ることが必須の状況となった。

当社は、LNDTの株式を譲渡することによって、平成27年3月期の連結純資産約73億円からLNDTの連結除外の影響と売却損失の影響を加味すると、平成28年3月期第1四半期において、連結上約62億円の債務超過となる見通しである。

そのため、資本の拡充と有利子負債の圧縮による財務体質の改善および運転資金の確保が緊急の課題となっている。

当社は、既に平成26年10月頃から、いくつかの経営財務コンサルタント会社や取引金融機関と当社グループの財務改善についてミーティングを重ね、グループ会社の譲渡を含む再編の推進と様々な資金調達手段について検討し、グループ再編を実施してきた。

このように、当社はグループ会社の再編を行いつつ、有利子負債の削減による財務体質の改善を図ってきたが、今後の事業を円滑に行っていくためには、手元資金が足りず、さらなる財務基盤の充実が必要である。

以上より、当社にとって、本第三者割当によって資金を調達する必要性が認められ、したがって、本第三者割当の必要性が認められる。

②本第三者割当の相当性

(ア) 本第三者割当の適法性

本第三者割当による新株発行の発行価格35円は、独立した第三者評価機関である株式会社エースターコンサルティング（東京都渋谷区渋谷1丁目17番1号、代表取締役 山本 剛史）に依頼した当社の株価の算定価値のレンジ内を示しているが、一方で、取締役会決議日の直前営業日の終値60円に対しては41.7%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日から遡る1ヶ月の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値の単純平均株価56.16円に対して37.7%のディスカウント、直前営業日から遡る3ヶ月の当社株式の終値の単純平均株価60.39円に対して42.0%のディスカウント、遡る6ヶ月の当社株式の終値の単純平均株価60.74円に対して42.4%のディスカウントとなっている。この点、募集株式の発行価格が特に有利な金額にあたるか否かの基準は、一般に日本証券業協会の定める「原則として、当該増資に係る取締役会決議日の価格又は当該決議の6か月前の日以降の任意の日から当該決議の直前日までの間の価格に0.9を乗じた価格以上の価格であること。」という増資の発行価格に関する自主ルールが参考とされており、このルールを用いると、本第三者割当による新株式の発行価格は、決議日前日の終値、遡ること1ヶ月、3ヶ月、および6ヶ月の終値平均株価、いずれと比較しても10%を大きく超えるディスカウントとなっていることから「特に有利な金額」に該当するものと判断される。

一方、新株予約権の発行価格については、独立した第三者評価機関であるエースターコンサルティングに依頼して算定を受けた公正価値と同一であることから、本第三者割当による新株予約権の発行は、特に有利な条件には該当しない。

以上より、本第三者割当については、新株発行については、払込金額が特に有利な金額であるため、株主総会の特別決議による承認を条件とするもので、新株予約権発行の発行価額については、特に有利な金額には該当せず、その他、本第三者割当の違法性を推認させる事情は見当たらない。

(イ) 本第三者割当を選択することの相当性

一般に事業資金を調達するには、借入や社債等の有利子負債による調達と株式等の発行による資本の調達が考えられる。しかしながら、当社の銀行借入は既に多額にのぼっており、これまで取引銀行に対して元本返済の猶予等もお願いしてきた経緯もあり、現状で新規の借入や新たな社債の発行について実施することは

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

困難である。

さらに、当社は、株式希薄化への配慮という観点から、新株予約権無償割当による増資（いわゆるライツ・イシュー）も検討した。しかしながら、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューについては、国内で実施された実績が少なく、引受手数料等のコストが増大することも予想され、適切な資金調達手段ではないと判断した。また、そのような元引受契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は特設注意市場銘柄に指定されている状況にあることなどから、資金調達方法としては不可能であり、第三者割当の方法が現実的であった。

次にどのような第三者割当増資が適切かについて検討し、①普通株式の割当、②新株予約権の割当、③優先株式の割当、などの選択肢を検討しました。この中では、①が当面の未払金や負債の返済に必要な資金を確保出来るため、新株の割当を第一優先としました。

しかし、増資の規模が最大で83億円を超えることから、割当予定先との交渉の中で、新株と合わせて新株予約権の割当も実施し、当社の財務状況や事業展開に応じて追加的に新株式発行による資本の調達ができれば、一度に大幅な希薄化が生じることを回避でき、また必要な資金を適時調達することにつながると考え、割当予定先と協議した結果、普通株式の割当に新株予約権の割当を併用することとしました。

以上より、当社が、本第三者割当による新株および新株予約権発行を選択することは相当であります。

（2）本資金調達方法を選択した理由

既述のとおり、こうした状況の中で、当社はグループ会社の売却による組織再編を行いながら、有利子負債の削減および手元資金の確保を図ってまいりました。しかしながら、今後の事業を円滑に行っていくためには、手元資金が足りず、さらなる財務基盤の充実が必要と考え、資本の調達について検討してまいりました。

一般に事業資金を調達するには、借入や社債等による有利子負債による調達と株式等の発行による資本の調達が考えられます。しかしながら、当社は既に銀行借入は多額にのぼっており、これまで取引銀行に対して元本返済の猶予等もお願いしてきた経緯もあり、現状で新規の借入や新たな社債の発行について実施することは困難と判断しました。

さらに、当社は、株式希薄化への配慮という観点から、新株予約権無償割当による増資（いわゆるライツ・イシュー）も検討いたしました。しかしながら、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューについては、国内で実施された実績が少なく、引受手数料等のコストが増大することも予想され、適切な資金調達手段ではないと判断しました。また、そのような元引受契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューについては、特設注意市場銘柄に指定されている状況にあることなどから、資金調達方法としては不可能であり、第三者割当の方法を選択いたしました。

公募増資についても現在の当社の財務状況等を考えると、選択肢としては困難であると判断いたしました。そこで第三者割当による方法が現実的と考えました。

次にどのような第三者割当増資が適切かについて検討し、①普通株式の割当、②新株予約権の割当、③優先株式の割当、などの選択肢を検討いたしました。この中で、当面の未払金や負債の返済に必要な資金を確保出来る新株の割当を第一優先といたしました。全割当候補先との交渉の中で、優先順位として普通株の引受けを依頼し、ご理解を得た割当予定先には普通株を引受けて頂くことになりました。新株予約権の割当については、当社の返済計画や事業展開に応じて追加的に新株発行による資本の調達ができれば、一度に大幅な希薄化が生じることを回避できることから、選択肢に加えました。新株と新株予約権の併用、又は新株予約権のみで引受けをしたいという割当予定先については、返済計画等を考慮に入れて協議を行い、構成割合を定め、Iの1.（1）の新株とIの1.（2）の新株予約権の併用および新株予約権のみの割当も本資金調達の方法といたしました。

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

新株予約権の割当予定先であるネクスグループおよびSRAは、当社とは従来から関係が深い同業者であり、当社グループの事業内容や財務状況にご理解があることから当社の必要な時期に必要な資本の提供を受けられ、また一度に株式数が増加することを回避できるため、過度な株式の希薄化を抑制することが可能だと考えました。

なお、本新株予約権には当社からの取得条項が付されているため、当社が必要な資金を確保できたと判断し、また事業が円滑に推進できる状況になった場合には、取得請求することにより、発行した新株予約権の一部又は全部は消却されることとなります。

現在の当社の置かれた厳しい財務状況改善するためには、必要かつ合理的な方法と考え、本新株式および本新株予約権の第三者割当を選択することといたしました。

3. 調達する資金の額、使途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額（現物出資によるものを除く差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
6,946,121,644	155,400,000	6,790,721,644

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資によるものが1,500,000,000円相当あり、それについては、現金による払込みはありません。
2. 払込み金額の内訳は、新株式発行によるもの2,870,068,500円、新株予約権発行によるもの76,113,144円、新株予約権行使によるもの3,999,940,000円です。
3. 発行諸費用の内訳は、ファイナンシャルアドバイザー報酬150,000,000円(概算)(株式会社GD、東京都港区虎ノ門5丁目3番20号、代表取締役：田中 英治)、弁護士費用1,000,000円(弁護士法人淀屋橋・山上合同、大阪府中央区北浜3丁目6番13号、代表社員米田秀実)、反社会的勢力との関連性調査費1,000,000円(株式会社ディー・クエスト、東京都千代田区神田駿河台3丁目4、代表取締役脇山 太介)、新株予約権等算定評価報酬費用400,000円(株式会社エースターコンサルティング、東京都渋谷区渋谷1丁目17番1号、代表取締役 山本 剛史)、登記関係費用等3,000,000円(新株式発行によるもの1,500,000円、新株予約権行使によるもの1,500,000円)
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

① 新株式発行により調達される資金の使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
1. 未払金支払(注2)	約11.9億円	平成27年6月
2. 金融庁への課徴金支払(注3)	約2億円	平成27年6月
3. 運転資金(注4)	約10.5億円	平成27年6月～平成28年6月
4. 構造改革費用(注5)	約1.6億円	平成27年6月～平成27年9月
5. 金融機関等への借入金の返済(注6)	約1.1億円	平成27年6月
合計	約27.1億円	

(注) 1. 調達した資金は支出までの間、銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

2. 未払金支払の内訳は以下のとおりです。

- 海外オフショア発注先への未払外注費(平成26年10月～平成27年3月発生分)の支払 約3.8億円
 - ✓ 平成26年10月～平成26年12月発生(支払期日は平成27年1月末) 約2.2億円
 - ✓ 平成27年1月～平成27年3月発生(支払期日は平成27年4月末) 約1.7億円
- 平成27年5月支払予定の法人税等 約0.5億円
- 平成26年3月期以降、金融機関等への返済が遅れており、遅延損害金を含めた未払利息として 約7.6億円。

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ✓ 平成 26 年 3 月期以降発生分として、約 5.5 億円
 - ✓ 平成 27 年 3 月期以降発生分として、約 2.1 億円
3. 平成 27 年 4 月 24 日付で「金融庁による課徴金納付命令の決定について」をお知らせ致しましたとおり、有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金（納付すべき課徴金の金額 金 194,260,000 円）を納付予定です。
 4. 平成 27 年 2 月 25 日付で当社は東京証券取引所より、内部管理体制等について重大な不備があり、その改善の必要性が極めて高いとして、特設注意市場銘柄に指定されております。仮に子会社株式の売却により当社が債務超過になる場合、当社の取引先は大手顧客も多く、信用不安による現在の開発案件の一部又は全部が中止又は完了と同時に解約される恐れがあり、その場合は既存事業の収益のみでは運転資金が不足する見込みです。具体的には、当社における運転資金として、毎月およそ 800 百万円の資金（人件費 200 百万円、外注費 300 百万円、社会保険料等 80 百万円、租税等 50 百万円、その他経費 130 百万円、支払利息等 40 百万円）が必要となり、営業収入等がおよそ 712 百万円（営業収入等は前期の 86% で計算）のため、差引約 88 百万円が不足する見込みです。仮に新規に開発案件が受注できない場合は、信用不安による失注の信頼回復に要する期間（12 か月と見積もり）の運転資金の確保が必要になります。
 5. 構造改革費用の内容は、事業再構築に係る専門家等へのアドバイザリー費用等（見込み） 約 1.6 億円です。
 - 海外子会社売却に関するコンサル費用として 2 社に対して約 0.9 億円
 - 海外子会社売却後の事業再構築にかかるコンサル費用として 2 社に対して約 0.3 億円
 - 海外子会社売却後の事業再構築にかかる社内諸経費として約 0.4 億円
 6. 運転資金として借り入れました借入金のプロラタ弁済を予定しております。
 7. 金銭以外の財産の現物出資によるものが 1,500,000,000 円相当あり、それについては、現金による払込みはありません。現物出資の内容は「I. 第三者割当による新株式発行および本新株予約権発行の募集内容 1. 募集の概要（注）2 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容をご参照ください。

② 新株予約権発行により調達される資金の用途

権利行使による調達資金約 4,076 百万円につきましては、当社の財務体質の改善と事業再生計画の実現に向け、今後の 2 年間の行使状況に基づき、原則として下記の優先順位で充当していく予定です。

具体的な用途	金額	支出予定時期
金融機関への借入金返済（注 2）	約 40.8 億円	平成 27 年 6 月～平成 29 年 6 月
合計	約 40.8 億円	

- (注) 1. 調達した資金は支出までの間、銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
2. 新株予約権の行使による資金調達につきましては、本新株予約権の行使が予定通り行われず、調達見込額に満たない場合、手元資金等により借入金を返済していく予定であります。また、当社が想定するとおりに本新株予約権の行使が行われなかった場合、資金用途の内容および支出予定時期の見直しを図るとともに、他の資金調達方法を検討し、その旨を開示いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、過去の子会社買収資金の返済をはじめ日々の運転資金確保の為、平成 27 年 4 月末日現在で長期借入金約 3,654 百万円（金融機関 6 行およびその他 1 機関）、短期借入金約 1,637 百万円（金融機関 6 行：1,148 百万円、当社子会社：489 百万円）合計額約 5,292 百万円に加えて、商工中央金庫に対する求償債務約 649 百万円、および本社債 2,500 百万円、株式会社ネクスグループ社に対する求償債務 1,500 百万円を当社単体ベースの有利子負債として、合計約 9,941 百万円計上しております。現在は、追加の有利子負債の調達は非常に困難であり、多額な有利子負債の返済に加え、ひっ迫した運転資金の確保のために、海

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第 5 回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

外資産の売却を進めております。

これまでに、当社の連結子会社である SJI(Hong Kong)Limited（中文商号：恒星信息（香港）有限公司）が所有する当社の子会社である SinoCom の株式譲渡ならびに当社の連結子会社である L D N S の株式譲渡を実施し、金融機関等からの借入債務の弁済を行うことで有利子負債を圧縮し、運転資金の確保と財務体質の改善を進めてきました。

更なる運転資金の確保と有利子負債の圧縮を継続すべく、平成 27 年 5 月 22 日の取締役会において、第 26 期定時株主総会の特別決議にて承認されることを条件として、当社の連結子会社である SJ Asia Pacific Limited の子会社の L N D T の全株式を Smart Specialists Limited へ譲渡することを決議いたしました。

本株式譲渡に伴い、平成 28 年 3 月期第 1 四半期において、連結上で関係会社株式売却損を特別損失として約 36 億円を計上する見込みであります。また、平成 27 年 3 月期の連結純資産約 73 億円から L N D T の連結除外の影響と上記の特別損失の影響を加味すると、平成 28 年 3 月期第 1 四半期において、連結上約 62 億円の債務超過となる見通しです。

本第三者割当増資で調達する資金により、債務超過を回避し、未払債務および有利子負債等を圧縮することでの財務基盤の安定化、資本の充実による信用の回復が可能となるため、今後の業績の回復の足がかりにできるものと考えております。その資金使途は合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

①新株式の発行

発行価額につきましては、上記「2. 募集の目的および理由」および「4. 資金使途の合理性に関する考え方」で記載のとおり、本第三者割当増資で調達する資金によって、債務超過を回避し、未払債務および有利子負債等を圧縮することでの財務基盤の安定化、資本の充実による信用の回復を図ることは不可欠であるとの考えから当社の資金調達の確実性および迅速性を確保しつつ、当社が債務超過の回避、未払債務および有利子負債等の圧縮を実現できるだけの資金調達を行える割当先は限られていることを踏まえて、これまで割当先候補者との交渉を進めてまいりました。当社は、割当先候補者との交渉にあたって、割当先候補者の現在の当社に対する評価を最も適切に反映していると考えられる、本件増資にかかる取締役会決議日の直前営業日の終値を基準に判断することが妥当であると考え、本件増資にかかる新株式の発行価額は、本件増資にかかる取締役会決議日の直前営業日の J A S D A Q 市場における当社株式の終値を基準とすることを基本方針として平成 26 年 12 月から割当先候補者との交渉に入りました。更に平成 27 年 2 月からは新たにネクスグループを含めた割当候補先と交渉を重ね、平成 27 年 4 月にネクスグループに独占交渉権（第三者と新株及び新株予約権等の割当行為等の協議、勧誘、交渉又は合意を行わないこと）を締結した上で、当社の財務状況および当社が進めていた海外資産の売却計画の精査を含む当社に対するデュー・デリジェンスの結果が考慮された発行価格 45 円の提示を受けました。当社は提示された 45 円の発行価格を受けて、ネクスグループから提示された発行価格が当社の株価と乖離していることから、条件面について交渉を重ねてきましたが、ネクスグループ社からは海外子会社株式の売却により大幅な債務超過が見込まれている中では、提示している発行価格以外の選択は困難との回答を受けました。当社としましては、ネクスグループ社および各割当予定先と 45 円の妥当性を検討する際に当時は 50 円前半の株価で推移しており、45 円であれば 1 割前後のディスカウントであることや、独占交渉権を締結していることから他の引受先を探す機会や時間的余裕もなく、当社としては、一定以上のファイナンス規模を維持するために、発行価格 45 円を基準に当社内で協議を重ね、独占交渉権を持つネクスグループ社の了解を得ました。

その後当社は、SJ Asia Pacific Limited の子会社である L N D T の全株式売却による損失が 36 億円になり、当社が平成 28 年 3 月期第 1 四半期において、連結上で約 62 億円の債務超過となる見通しになりました。ネクスグループ社は当社の L N D T 売却を受け、ネクスグループ社が当初デュー・デリジェンス時に想定していた L N D T の譲渡価額が、譲渡先の直前の変更により、想定を大きく下回ったことで当社の企業価値が毀損されたことを理由に、最終的に、前回提示額よりもさらに低い発行価格 35 円が提示されました。なお、当社の資金繰りは非常にひっ迫していたため、新たに買い手候補を選定する時間的な余裕はなく、当社としても想定を大きく下回る価額での譲渡を行わざるを得ませんでした。当社は既存株主の利益を配慮する観点から、できる限り時価に対してディスカウントが大きくなならないよう当初提示価格である 45 円据え置きを申し入れて交渉を行いました。45 円の提示時から L N D T 売却によって当社の

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第 5 回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

状況が変わっていることを踏まえて、ネクスグループ社から 45 円から 35 円への引き受け価格の強い要請がありました。

当社は上記のとおり平成 28 年 3 月期第 1 四半期において、連結上約 62 億円の債務超過となる見通しである状況を鑑みると、借入等による負債性の資金による安定的かつ低コストでの調達、現在の当社の財政状態等を考慮すると、その可能性はほとんどありませんでした。

一方、資本金の資金調達には、公募増資や株主割当増資という手段はあるものの、「2. 募集の目的および理由（2）本資金調達を選択した理由」にも記載しているとおり、当社の状況を考慮するとこれらの手段により必要な資金が確実に調達できる可能性は低いと考えられるため、ネクスグループ社から提示があった 35 円の合理性について検討することといたしました。併せて、当社は債務超過を解消するために、相当規模のファイナンスを必要としており、独占交渉権を有しているネクスグループ社から複数の有力な割当先候補をご紹介いただいております。また、株式会社 GD よりご紹介いただきました株式会社ベイビーブラックスが管理および運営を務める投資事業組合および大株主である SRA については、独占交渉権を持つネクスグループ社に調整いただき、一定以上のファイナンス規模を維持することを前提に、交渉をすすめてまいりました。上記の LNDT 譲渡額はネクスグループ社がデュー・デリジェンス時の想定よりも大幅に低くなったことを受けて、ネクスグループ社からは 35 円での引き受け価格の要請があり、ネクスグループ社からの紹介のあった引き受け先についても同様に、当初の 45 円から 35 円への引き受け価格の要望があり、一定以上のファイナンス規模を維持するために、ネクスグループ社を含む割当予定先から提示を受けた発行価格 35 円を基準に当社内で協議を重ね、独占交渉権を持つネクスグループ社の了解を得ました。

新株式の発行価格の公正性の検討にあたっては、当社および各割当予定先から独立した第三者評価機関であるエースターコンサルティング株式会社（東京都渋谷区渋谷 1 丁目 17 番 1 号、代表取締役 山本 剛史、以下エースターコンサルティングという。）に依頼し、株式価値算定書を入手しております。エースターコンサルティングは、当社普通株式 1 株当たりの株式価値について、平成 27 年 5 月 29 日を基準日として、当社普通株式の基準日から 1 週間遡った期間の平均株価、基準日から 1 ヶ月遡った期間の平均株価、基準日から 3 ヶ月遡った期間の終値の平均株価に基づき、市場株価法により 53.6 円～60.4 円の算定結果となっております。また、当社が提供した事業計画に基づき、DCF 法により当社普通株式 1 株当たりの株式価値は、0.07 円～45.97 円の算定結果となっており、ネクスグループ社から当初提示があった 45 円および最終的な提示額である 35 円にかかる一定のレンジであると分析しております。DCF 法による算定結果の下限の数値については、当社が平成 28 年 3 月期第 1 四半期において、連結上約 62 億円の債務超過となる見通しであることを考慮し、DCF 法において継続価値を考慮せずに算定したものであり、算定結果の上限の数値については、DCF 法において継続価値を考慮し算定したものとなっております。第三者機関の算定結果については、当初、市場株価法の基準で発行価格を割当先と協議を重ねてきましたが、約 62 億円の債務超過の見込みであることと、平成 26 年 12 月から割当先候補者との交渉に入り、更に平成 27 年 2 月からは新たにネクスグループを含めた割当候補先との交渉の経緯で時価による引き受けが極めて困難であったことを踏まえて、当社の現状では市場株価法を基準とした発行価格による引受先を探すことは難しく、仮に資本増強が行えなかった場合は、上場廃止リスクが生じてくるため継続価値を考慮せずに算定された DCF 法での評価は、発行価格を検討する上で考慮する必要があると判断致しました。

当社は上述のとおり、LNDT の株式売却により約 62 億円程度の債務超過になる見込みですが、約 62 億円程度の債務超過額になった場合、当社の 1 年間分の事業キャッシュ・フローのみで債務超過を解消することは非常に困難であり、スポンサーのご支援がなければ、債務超過の解消の見込みが立たず、上場維持に疑義を抱えたままになります。これらの状況を総合的に勘案して、発行価格について審議に審議を重ね、①早期に財務状況を改善し、企業継続性と上場を維持することで既存株主の権利を守り、十分な資金を確実かつ迅速に調達する必要があること、②ネクスグループ社の子会社になることで、事業上およびファイナンス上のシナジー効果により、中長期的に当社の企業価値の向上に資すること、③第三者機関の算定結果を考慮すると発行価格 35 円は当社にとって一定の合理性があるものと判断しました。

その後、ネクスグループ社と協議した結果、本件第三者割当による新株発行は有利発行に該当し得ると判断されるものの、当社の上場維持と将来の企業価値の向上を見据えると、本件増資を実行する必要性は非常に高く、当社の財務基盤の安定と運転資金の確保および有利子負債の圧縮が重要な課題である現状を鑑みて、最終的に 1 株当たり 35 円の払込価額とすることに決定をいたしました。なお、特にネクスグループ社からの紹介先のひとつであるシークエッジインベストメントインターナショナルリミテッドについては、ネクスグループ社の親会社である株式会社フィスコの親会社のため、取締役会決議日の直前営業日の終値よりも低い価格での引き受けについて子会社であるネクスグループ社の抱える一定のリスクを負うため、純投資の方針ではありますが、有利な価格で引き受けさせていただくことについては、当社の財務状況等を鑑み、合理的であると判断いたしました。

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第 5 回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値 60 円に対して 41.7%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日から遡る 1 ヶ月の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社株式の終値の単純平均株価 56.16 円に対して 37.7%のディスカウント、直前営業日から遡る 3 ヶ月の当社株式の終値の単純平均株価 60.39 円に対して 42.0%のディスカウント、遡る 6 ヶ月の当社株式の終値の単純平均株価 60.74 円に対して 42.4%のディスカウントとなっております。会社法第 199 条第 2 項、3 項、および第 201 条第 1 項によれば、公開会社であっても、募集株式の払込金額が特に有利な金額である場合には、株主総会の特別決議が必要になります。払込金額が特に有利な金額であるか否かの判断は、募集事項を決定する日の直前の市場株価又は一定期間の平均株価を参考にすることが通例です。

募集株主の払込金額が特に有利な金額にあたるか否かの基準は、一般に日本証券業協会の定める「原則として、当該増資に係る取締役会決議日の価額又は当該決議の 6 か月前の日以降の任意の日から当該決議の直前日までの間の価額に 0.9 を乗じた価額以上の価額であること。」という増資の発行価額に関する自主ルールが参考とされます。このルールを用いると、後述のように本件新株式の発行価額は、決議日前日の終値、遡ること 1 ヶ月、3 ヶ月、および 6 ヶ月の終値平均株価、いずれと比較しても 10%を大きく超えるディスカウントとなっていることから「特に有利な金額」に該当するものと判断しました。

よって、本新株発行は、本定時株主総会における新株式に関する議案について特別決議のうえ、実施いたします。

②新株予約権の発行

一方、新株予約権の発行価額につきましては、公正を期するため、独立した第三者評価機関であるエンスターコンサルティングに公正価値の算定を依頼した上で決定しております。

当該評価機関は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関による評価書の算定結果（本新株予約権 1 個につき 666 円）を参考に、本新株予約権の 1 個当たりの払込金額を 666 円といたしました。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価 60 円（平成 27 年 5 月 29 日の終値）、権利行使価格 35 円、ボラティリティ 62.24%（平成 25 年 4 月～平成 27 年 4 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間 2 年、リスクフリーレート-0.003%（評価基準における 2 年物国債レート）、配当率 0%、当社に付された取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権 1 個につき 666 円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価格についても、新株式と同じくネクスグループ社から平成 27 年 4 月中旬頃に、当社の財務状況および当社が進めていた海外資産の売却計画の精査を含む当社に対するデュー・デリジェンスの結果が考慮された発行価格 45 円を提示されていたため、45 円での行使価格で交渉をしましたが、各割当予定先から応諾を得ることは出来ませんでした。審議を重ね、行使価格について検討したところ、①早期に財務状況を改善し、企業継続性と上場を維持することで既存株主の権利を守り、十分な資金を確実かつ迅速に調達する必要があること、②任意取得条項を付与することで業績改善時に当社の意向を反映出来ること、③第三者機関の算定結果を考慮すると新株予約権の公正価値は当社にとっても一定の合理性があるものと判断しました。また、仮に債務超過となった場合、債務超過の解消に対して新株予約権の行使による資本の充実は、当社の上場維持と企業価値の向上には必須であり、ネクスグループ社から提示があった 35 円の行使価格による本件増資の実行は、各割当予定先より段階的な出資を円滑に行うため、必要であると判断いたしました。その検討結果を踏まえて、各割当予定先との交渉を行った結果、本件新株の発行価額と同じ 35 円とすることといたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平成 29 年 6 月 29 日）に時価が行使価格以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。新株予約権者は、新株予約権を行使した場合の価値と継続して保有した場合の継続価値を比較することで行使行動を決定するものと仮定しております。つまりは、新株予約権者は継続価値よりも行使価値が高いと判断したときに新株予約権を行使することを仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得およびその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。取得条項が発動される条件は、代替資金調達コスト 57.42%（修正 CAPM により算定した株主資

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第 5 回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本コスト 4.47%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分 52.88%を加えた数値)としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額 35 円に代替資金調達コスト分 20 円を加えた 55 円としております。これは、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。また、当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1 株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

行使後の株価 = (行使時株価 × 発行済株式総数 + 行使価格 × 行使による発行株式数) / (発行済株式総数 + 行使による発行株式数)

なお、任意取得条項の発動時の株価水準である 55 円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が 43 円に低下するとの前提としております。

行使後の株価 = (55 円 × 82,779,900 株 + 35 円 × 114,284,000 株) / (82,779,900 株 + 114,284,000 株) = 43 円

iv. 株式の流動性については、各割当予定先によって保有方針は異なりますが、各割当予定先が自身の利得が最大になる行動をすることとしているため、各割当予定先の保有方針は考慮せず、新株予約権の継続価値よりも行使価値が高いと判断すれば市場にて売却することを仮定しております。したがって、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 55,325 株 (最近 2 年間の日次売買高の中央値である 553,250 株の 10% ずつ売却する前提を置いております。日次売買高の 10% という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100% ルール (自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100% を上限とする規制) を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 100% のうち平均してその 10% ~ 20% 程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の 10% という数値を採用したことは妥当であると考えております。

v. 取得条項の趣旨は、資金調達の目的を達成するために新株予約権の行使促進する観点から、価値算定においては権利行使が行われることを前提としております。その上で、当社は本新株予約権の公正価値 (1 個当たり 666 円) と本新株予約権の払込金額 (1 個当たり 666 円) を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役全員から、当社が本株予約権の公正価値評価を外部の当社と現在取引関係のない独立した専門会社であるエースターコンサルティングに委託して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額 (666 円) と同額として決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではないと考えられ、有利発行には該当せず適正である旨の意見をいただいております。

ただし、本新株予約権の払込金額は会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、新株予約権の行使価格 35 円と 1 株当たりの発行価格 0.666 円の合計額 35.666 円が新株式の発行価格 35 円に近いこと、また当社の任意取得条項発動時の株価水準である 55 円が前日終値 60 円に近いこと等から、有利発行に該当する可能性を完全には排除できないため、株主の皆様のご意思を確認することが適切であると考え、念のため、本新株予約権については、本定時株主総会において、有利発行として会社法に基づく特別決議によるご承認を頂く予定です。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当増資による新株式の割当数は 124,859,100 株であり、発行済株式数 (82,779,900 株) の 150.8% に相当します。また、新株式の発行および新株予約権の発行後その権利行使によって増加する全ての株式の数量 (募集株式の総数) は 239,143,100 株であり、発行済株式数の 288.9% (議決権では 289.6%) に相当します。したがって、本件第三者割当増資によって大規模な希薄化が生じます。

しかしながら、当社はこれまでのグループ会社再編等によって多額の特別損失を計上し、また平成 28 年 3 月期第 1 四半期末には、連結上約 62 億円の債務超過になることが予想されます。債務超過の状態が解消されない場合、当社の主力事業であるシステム開発では、受注量が減少し、事業展開や営業展開は極

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式 (現物出資 (デット・エクイティ・スワップ) および金銭出資) の発行および第 5 回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

めて困難な状況に陥ることが懸念されます。加えて、債務超過の状態が解消されない場合、1年間の上場廃止の猶予期間後、当社普通株式は原則として上場廃止となります。したがって、今後の事業を国内顧客向けのシステム開発事業に注力して、安定的な成長を目指すには、まずは債務超過の解消が必須であり、そのうえで今後の事業展開のためには、「(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、有利子負債の圧縮と運転資金の確保が必要となり、そのためにも相当額の資本の強化が求められます。

当社が当面の債務超過を回避するためには、約 62 億円の資本増強が必要となり、また有利子負債については期限が到来しているもの、取引銀行から返済を求められているものも含め「4. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載のとおり有利子負債は約 99 億円程度にのぼっております。こうした厳しい財務状況乗り越えるには、必要とする金額を確保できる増資が最も効果的であり、そのためには大規模な希薄化が生じることもやむをえず、財務状況の改善が図れば、現状一部の取引先で起こっている信用不安による顧客離れも回避され、事業の推進にも資することから、結果的に既存の株主にとっても不利益にならないものと判断いたしました。

また、新株式の発行のうち、15 億円は金銭の払込を要しない金銭以外の財産の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）によるものであり、本件新株式発行により確保できる金銭は、約 28 億円となります。これは、資本増強による財務体質の強化に資するとともに、これまでの未払金の支払いや運転資金を確保することが可能となるため、事業の安定化につながります。運転資金を確保することで、今後入金が予定されている子会社株式の売却による入金分約 47 億円を有利子負債の返済へ充当することができ、また今後の事業回復や新株予約権行使によって得られる 40 億円の資金は更なる債務の圧縮のための原資とすれば、有利子負債は約 99 億円程度の大半を返済することが可能です。もっとも、新株予約権には当社からの取得条項が付されており、当社の財務状況によっては、権利行使による取得によって希薄化は生じないことが考えられます。以上により、本件第三者割当増資における新株式および新株予約権の発行数量および本件第三者割当増資による当社株式の希薄化の規模は、当社の現在の財務状況、および今後の事業展開を円滑に行うには必要不可欠なものであり、当社の再建と事業の正常化のためには、その規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 新株式および新株予約権割当予定先の概要

i 新株式割当予定先の概要

① 商号	株式会社ネクスグループ	
② 本店所在地	岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 秋山 司	
④ 事業内容	グループ企業の経営戦略策定および経営管理、介護・リハビリロボット等の企画・開発・販売、農業 ICT の企画・開発・販売など	
⑤ 資本金の額	1,819,748,438 円	
⑥ 設立年月日	昭和 59 年 4 月 21 日	
⑦ 発行済株式数	14,905,187 株	
⑧ 事業年度の末日	11 月 30 日	
⑨ 従業員数	247 名（平成 27 年 4 月）	
⑩ 主要取引先	株式会社インターネットイニシアティブ、加賀電子株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	
⑪ 主要取引銀行	岩手銀行、千葉銀行、商工中金	
⑫ 大株主および持株比率	株式会社フィスコ 33.11% 株式会社ダイヤモンドエージェンシー 24.36% (平成 26 年 11 月 30 日)	
⑬ 当社との関係等	資本関係	当社はネクスグループ社の子会社である株式会社ネクス・ソリューションズの発行済み株式 20%を保有しております。

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	取引関係	当社は、割当予定先に対して、元金1,500,000千円の債務および利息債務（年利5%）を負っております。		
	人的関係	出向者を2名受け入れております。（注1）		
	関連当事者の概要状況	該当事項はありません。		
⑭	最近3年間の経営成績および財政状態（連結）		（単位：百万円）	
		平成24年11月	平成25年11月	平成26年11月
	純資産	1,222	2,665	3,551
	総資産	2,156	4,077	6,979
	1株当たり純資産（円）	123.84	212.57	276.14
	売上高	1,864	4,948	6,375
	営業利益	95	259	82
	経常利益	93	487	692
	当期純利益	86	430	630
	1株当たり当期純利益	9.77	39.79	54.07
	1株当たり配当金（円）	—	—	—

（注1）出向者2名以外に、出資関係者からの推薦である取締役候補者2名は、本件に係る必要な情報共有および連携をして進めております。

① 商号	SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED （シークエッジ インベストメント インターナショナル リミテッド）		
② 本店所在地	Room 1135-1139, Sun Hung Kai Centre, 30Harbour Road, Wanchai, Hong Kong		
③ 代表者の役職・氏名	董事 白井 一成		
④ 事業内容	貿易業、投資業		
⑤ 資本金の額	1百万香港ドル		
⑥ 設立年月日	2007年9月12日		
⑦ 発行済株式数	1百万株		
⑧ 事業年度の末日	12月31日		
⑨ 従業員数	0人		
⑩ 主要取引先	該当事項はありません。		
⑪ 主要取引銀行	東亜銀行		
⑫ 大株主および持株比率	白井 一成 100%		
⑬ 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	関 連 当 事 者 の 概 要 状 況	該当事項はありません。	
⑭ 最近3年間の経営成績および財政状態（連結）		（単位：HKD）	
	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
純 資 産	19,857,747	173,213,620	310,355,610
総 資 産	94,143,757	243,551,678	375,884,582
1株当たり純資産	19	173	310
売 上 高	15,489,661	4,950,428	6,779,965
営 業 利 益	15,489,661	4,950,428	6,779,965
経 常 利 益	12,726,641	2,807,429	4,754,101
当 期 純 利 益	12,726,641	2,807,429	4,754,101
1株当たり当期純利益（円）	12	2	4
1株当たり配当金	0	0	0

① 名称	FISCO International (Cayman) LP (フィスコインターナショナルケイマンエルピー)	
② 所在地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
③ 設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づく LPS (Limited Partnership)	
③ 組成目的	純投資	
⑤ 組成日	平成27年4月24日	
⑥ 出資の総額	300,000,000円	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	ブリティッシュ・バージン・アイランド (BVI) の投資法人1社、99.83%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	FISCO International (Cayman) Limited (フィスコインターナショナル (ケイマン) リミテッド)
	所在地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
	代表者の役職・氏名	Director FISCO INTERNATIONAL LIMITED
	事業内容	投資業
	資本金	およそ6,000,000円 (50,000USD)
⑨ 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません
	所在地	該当事項はありません
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません
	事業内容	該当事項はありません
	資本金	該当事項はありません

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

⑩ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
	上場会社と国内代理人との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。

① 名称	IT トラスト 2 号投資事業組合	
② 所在地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤ 組成日	平成 27 年 3 月 1 日	
⑥ 出資の総額	50,000,000 円	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	株式会社トランスポート 99.96%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
	資本金	100,000 円
⑨ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。

① 名称	YT トラスト 2 号投資事業組合	
② 所在地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤ 組成日	平成 27 年 3 月 1 日	
⑥ 出資の総額	50,000,000 円	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	ヤマセホールディングス株式会社 99.96%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
	資本金	100,000 円

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第 5 回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

⑨ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。

① 名 称	M2M トラスト 2 号投資事業組合	
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤ 組 成 日	平成 27 年 3 月 1 日	
⑥ 出 資 の 総 額	50,000,000 円	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	福田 哲 99.96%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
	資本金	100,000 円
⑨ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。

① 名 称	M2M トラスト 3 号投資事業組合	
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤ 組 成 日	平成 27 年 3 月 1 日	
⑥ 出 資 の 総 額	10,000,000 円	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	株式会社プライムダイレクト HD 99.80%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
	資本金	100,000 円

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第 5 回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

⑨ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。

① 名 称	KST トラストファンド 2 号投資事業組合	
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤ 組 成 日	平成 27 年 3 月 1 日	
⑥ 出 資 の 総 額	60,000,000 円	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	菊地 敬一 99.97%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
	資本金	100,000 円
⑨ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。

① 名 称	EI トラスト投資事業組合	
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤ 組 成 日	平成 27 年 3 月 1 日	
⑥ 出 資 の 総 額	30,000,000 円	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	株式会社ユニコム 99.93%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
	資本金	100,000 円

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第 5 回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

⑨ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。

① 名 称	NB トラスト投資事業組合	
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤ 組 成 日	平成27年4月1日	
⑥ 出 資 の 総 額	20,000,000 円	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	株式会社エヌエヌビー 99.90%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
	資本金	100,000 円
⑨ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。

① 名 称	投資事業組合 HA ターゲットファンド	
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤ 組 成 日	平成27年3月1日	
⑥ 出 資 の 総 額	25,000,000 円	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	青木 春香 99.92%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
	資本金	100,000 円

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

⑨ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。

① 名 称	投資事業組合 KH トラスト	
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤ 組 成 日	平成27年3月1日	
⑥ 出 資 の 総 額	10,000,000 円	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	久佐 泰弘 99.80%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	畑村 秀俊
	事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
	資本金	100,000 円
⑨ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。

① 名 称	投資事業組合 YH トラスト	
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤ 組 成 日	平成27年3月1日	
⑥ 出 資 の 総 額	20,000,000 円	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	山下 芳隆 99.90%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
	資本金	100,000 円

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

⑨ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。

① 名 称	投資事業組合 TH トラスト	
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤ 組 成 日	平成27年3月1日	
⑥ 出 資 の 総 額	23,000,000 円	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	立花 浩介 99.91%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
	資本金	100,000 円
⑨ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。

① 名 称	投資事業組合 田 トラスト	
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤ 組 成 日	平成27年3月1日	
⑥ 出 資 の 総 額	20,000,000 円	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	日浅 一郎 49.95% ヒアサ商事株式会社 49.95%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
	資本金	100,000 円

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

⑨ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。

① 名 称	投資事業組合 IH トラスト	
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤ 組 成 日	平成27年4月1日	
⑥ 出 資 の 総 額	40,000,000 円	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	伊藤 公一 74.96% 伊藤 世子 24.99%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	畑村 秀俊
	事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
	資本金	100,000 円
⑨ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。

① 名 称	投資事業組合 BB トラスト	
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤ 組 成 日	平成27年4月1日	
⑥ 出 資 の 総 額	14,000,000 円	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	畑村 秀俊 71.33% 山本 渉 28.53%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
	資本金	100,000 円

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

⑨ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。

① 名 称	投資事業組合マーケットウィザードファンド	
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤ 組 成 日	平成19年9月12日	
⑥ 出 資 の 総 額	20,000,000円	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	田中 英治 99.00% 株式会社GD 1.00%	
⑧ 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
	資本金	100,000円
⑨ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。

ii 新株予約権割当予定先の概要

① 商 号	株式会社ネクスグループ
-------	-------------

注1. ネクスグループ社については、「(1) 新株式および新株予約権割当予定先の概要」の「i 新株式割当予定先の概要」をご参照ください

① 商 号	SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED (シークエッジ インベストメント インターナショナル リミテッド)
-------	--

注1. シークエッジ インベストメント インターナショナル リミテッドについては、「(1) 新株式および新株予約権割当予定先の概要」の「i 新株式割当予定先の概要」をご参照ください

① 商 号	株式会社SRA
② 本 店 所 在 地	東京都豊島区南池袋 2-32-8
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 鹿島 亨

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

④ 事業内容	コンサルティング、システム構築(金融、組込、文教、業務システム、インフラ構築等)、運用(アウトソーシングサービス、インフラ運用、システム運用)、サポートサービス ハードウェア(サーバ等)・ソフトウェア販売		
⑤ 資本金の額	2,640,200,000円		
⑥ 設立年月日	1967年11月20日		
⑦ 発行済株式数	15,240千株		
⑧ 事業年度の末日	3月31日		
⑨ 従業員数	958名(連結:平成27年4月1日)		
⑩ 主要取引先	SONYグループ、野村総合研究所、三菱フィナンシャルグループ 他		
⑪ 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行、三井住友、農林中央金庫		
⑫ 大株主および持株比率	株式会社SRAホールディングス 100%		
⑬ 当社との関係等	資本関係	当該会社は当社株式を6.04%保有しております。また当該会社の親会社である株式会社SRAホールディングスは当社株式を6.10%保有しております。双方、主要株主になります。	
	取引関係	当社は、当該会社からコンピュータソフトウェアの開発を受注しており、平成21年2月に資本・業務提携を締結しております。 当該会社は、当社第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債の社債権者であります。	
	人的関係	出向者を1名受け入れております。	
	関連当事者の概要状況	主要株主であり、関連当事者に該当いたします。	
⑭ 最近3年間の経営成績および財政状態(連結)	(単位:百万円)		
	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
純資産	12,990	12,256	13,593
総資産	20,211	19,399	24,789
1株当たり純資産(円)	852.40	804.20	891.98
売上高	16,249	16,016	16,833
営業利益	1,033	1,110	1,548
経常利益	1,578	1,868	2,656
当期純利益	972	1,350	1,447
1株当たり当期純利益	63.78	88.59	94.96
1株当たり配当金(円)	33.20	133.60	0.00

(注) ネクスグループ社、およびSRAの親会社である株式会社SRAホールディングスは、それぞれジャスダック市場、東京証券取引所市場第一部に上場しており、株式会社東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況を、株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、ネクスグループ社およびSRAの役員および主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。当社は、上場会社および上場子会社以外の割当予定先(以下、調査対象先)について、反社会勢力と何らかの関係を有していないか、並びに調査対象先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会勢力との関係の有無および調査対象先の役員又は主要株主(主な出資者)が実在しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社ディークエスト(東京都千代田区駿河台3-4、代表取締役:脇山太介)に調査を依頼しました。そし

ご注意: この文章は、当社の第三者割当による新株式(現物出資(デット・エクイティ・スワップ)および金銭出資)の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

て、同社の保有する公知情報データベースとの照合を行ったその結果、調査対象先、および調査対象先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力と直接のつながりが窺われない旨の報告書を受領いたしました。上記のとおり、当社は、調査対象者先および調査対象者の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等と一切の関係が無いことを確認し、社会的信用力は十分であると判断しております。なお、ネクスグループ社を除く調査対象者先については、調査対象先および調査対象者の役員および主要株主(主な出資者)が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社はグループ会社の再編を行いつつ、有利子負債の削減による財務体質の改善を図ってまいりました。他方、今後の事業を円滑に行っていくためには、手元資金が足りず、さらなる財務基盤の充実が必要と考え、資本の調達について検討してまいりました。

一般に事業資金を調達するには、借入や社債等による有利子負債による調達と株式等の発行による資本の調達が考えられます。しかしながら、当社は既に銀行借入は多額にのぼっており、これまで取引銀行に対して元本返済の猶予等もお願いしてきた経緯もあり、現状で新規の借入や新たな社債の発行について実施することは困難と判断しました。

「2. 募集の目的および理由(2)本資金調達方法を選択した理由」にも記載のとおり、第三者割当による方法が現実的であると考えました。また、第三者割当の方法といたしましては、普通株式の割当が当面の未払金や負債の返済に必要な資金を確保出来るため、優先順位を一番とし、まずは普通株式の第三者割当増資によって、債務超過を回避し、また当面の債務の返済に必要な資金を手当てすることといたしました。

そうした中で、平成27年2月頃から、平成25年12月11日にお知らせした当社の西・中日本事業の譲り受け先であった(下記参照)ネクスグループ社に対し、「Ⅲ 資本業務提携」に記載のとおり、当社から資金調達についての説明を行い、当社の経営環境・資金調達目的についてご理解をいただき、今後の当社の発展性や事業成長性について評価をいただきました。そのうえで、当社の資本増強について協力したいと申し出があり、その具体的な方法、条件等を交渉してまいりました。ネクスグループ社は、ジャスダック市場に上場する株式会社フィスコ(大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号、以下「フィスコ」という。)の子会社であり、ネクスグループ社とそのグループ会社は、当社と同じソフトウェア開発事業をはじめ、M2M(※1)の高付加価値ハードウェア通信モジュールの製造・開発事業、旅行業に特化したクラウドソーシング事業等を営んでおり、今後も事業発展に向けて更なるスケールメリットを獲得するため、資本業務提携先を探してまいりました。ネクスグループ社の子会社である株式会社ネクス・ソリューションズ(本社:東京都港区南青山5-4-30、代表取締役:石原直樹、以下「ネクス・ソリューションズ社」)は、オフショア開発の強化および関東エリアの営業強化を進めてまいりました。加えて、平成25年12月11日の「当社とネクスグループ社の子会社である株式会社ネクス・ソリューションズとの会社分割(簡易吸収分割)契約締結に関するお知らせ」にありますように、もともとネクス・ソリューションズ社は当社から会社分割された法人であるため、企業文化や業務フロー等の親和性が高いとの評価をいただきました。

当社は、「2. 募集の目的および理由」の記載にあるように、最大の課題である債務超過の解消による資本の充実、財務基盤の強化等の喫緊の課題を充足することができ、かつ事業面では事業再生の実績があることに加え、ソフトウェア開発のみならず、ハードウェア開発ノウハウや顧客基盤、農業・介護ICT分野の知見を活用して今後の更なる事業の強化を推進できるため割当先として選定致しました。

株式会社フィスコの親会社であるシークエッジインベストメントインターナショナルリミテッドは、ネクスグループから紹介をいただき、この度の資金調達について説明を行いました。資金調達目的についてご理解をいただき、今後の当社の発展性や事業成長性についても評価をいただきました。当社としては、ネクスグループの親会社であるフィスコの親会社であるため支配株主であり、ネクスグループ同様に当社の資金調達目的について理解をいただき、当社の財務内容改善に向けて支援したい旨を口頭で確認し、本株式および本新株予約権の割当先として選定いたしました。

FISCO International (Cayman) LPは、ネクスグループ社から紹介をいただき、この度の資金調達につい

ご注意: この文章は、当社の第三者割当による新株式(現物出資(デット・エクイティ・スワップ)および金銭出資)の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

て説明を行いました。資金調達目的についてご理解をいただき、今後の当社の発展性や事業成長性についても評価をいただきました。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、本株式および本新株予約権の割当先として選定いたしました。

株式会社ベイビーブラックスが管理および運営を務める投資事業組合（IT トラスト 2 号投資事業組合、YT トラスト 2 号投資事業組合、M2M トラスト 2 号投資事業組合、M2M トラスト 3 号投資事業組合、KST トラストファンド 2 号投資事業組合、EI トラスト投資事業組合、NB トラスト投資事業組合、投資事業組合 HA ターゲットファンド、投資事業組合 KH トラスト、投資事業組合 YH トラスト、投資事業組合 TH トラスト、投資事業組合 HH トラスト、投資事業組合 IH トラスト、投資事業組合 BB トラスト、投資事業組合マーケットウィザードファンド）につきましては、当社と M&A 等についてのコンサルティング契約を締結し、以前上記の会社分割時のアドバイザーでもありました株式会社 GD（東京都港区虎ノ門 5 丁目 3 番 20 号、代表取締役：田中 英治）よりご紹介を頂きました。株式会社 GD は株式会社ベイビーブラックスの 100% 株主になります。株式会社ベイビーブラックスには、当社の経営環境・事業方針等に理解を示していただいたうえで、当社の資金調達目的について理解をいただき、それぞれの投資事業組合については、株式会社ベイビーブラックスを通して説明を頂きました。そして、それぞれの割当先が当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示していることを口頭で確認し、本新株式の割当先として選定をいたしました。なお、引受先となる各投資事業組合は、本件のために組成された組合であり、上場株式への投資のため設立されたものであり、株式会社ベイビーブラックスは、平成 27 年 2 月ごろより交渉を進めていた割当候補先であり、交渉においては独占交渉権を持つネクスグループ社より了解を得て、割当先として選定しております。

SRA は、SRA ホールディングおよび SRA 両社あわせて当社の株式を 12.14% 保有する、実質的には筆頭株主であり、平成 21 年 2 月に資本業務提携も締結し、当社の第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債の社債権者であるなど、協力関係を構築してまいりました。この間、SRA の代表取締役である鹿島亨氏は平成 23 年 6 月から平成 26 年 6 月まで、当社の社外取締役をお願いしておりました。このように、従来から協力関係にある SRA は、当社の厳しい財務状況についても深くご理解いただいております。平成 27 年 4 月ごろに、SRA としてもできる限りのことは協力する旨のお申し出を頂き、その上で当社としても SRA に本新株予約権を引き受けいただくことにより経営基盤の充実がはかれると考え、割当先として選定いたしました。なお、SRA との交渉においては独占交渉権を持つネクスグループ社より了解を得て、割当先として選定致しました。

なお、当社は平成 27 年 1 月 30 日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示しておりますが、今般の一連の不適切な取引に関しては、フィスコ（子会社含む）からの融資資金の一部が、結果的に当社のハードウェア取引の販売代金を偽装した入金の原因となっていることなどを受け、本件不正行為への関与の有無について、ガバナンス対策タスクフォース（※2）が社外弁護士に委嘱して調査を進めてまいりましたが、中間報告時点ではフィスコグループおよびネクスグループ社、シークエッジグループの当事者からのヒアリング調査等においては、当該グループ各社から本件の不正行為に関与していないとの回答を得ております。なお、当該回答の事実確認および本件の不正行為の周辺状況については引き続き調査を継続しており、平成 27 年 6 月末までに本調査を完了し、本件が株主総会にて特別決議として付議される際には最終調査結果を株主様へ報告する予定であります。この様に、当該グループ各社の本件不正行為への関与について調査を継続中ではありますが、当社の財務状況のひっ迫な状況を鑑みて時間的猶予がないことから、最終的な調査結果を待たずに、株主総会特別決議議案として付議し、株主様へ判断を仰ぐべきものと判断しました。

※1「M2M」とは、ネットワークにつながれた機器同士が相互に情報を交換し、さまざまな制御を自動的に行うシステムで、人手を介することなく相互に情報交換できることが大きなメリットです。そのため、パソコンやサーバーだけではなく、車両運転管理システムとの融合による運転状況の管理、自動販売機の在庫管理や故障等のモニタリング、エレベーターや ATM の遠隔監視や故障等のモニタリング、電気・ガスのメーターの遠隔検針やセキュリティ対策など、多種多様な分野で導入されています。

※2「ガバナンス対策タスクフォース」とは、活動目的は、平成 27 年 2 月 24 日に東京証券取引から特設注意市場銘柄に指定されたことを受けて、内部統制の是正・改善を具体的に推進していくことを役割としており、特設注意市場銘柄の指定解除に向けて当社の

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第 5 回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

内部管理体制の改善を実効的に進めていく役割を担っています。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるネクスグループ社は本新株式および本新株予約権の行使により取得する株式については、当社のシステム開発事業とネクスグループ社の持つハードウェア事業および周辺事業とのシナジーを期待できることから、中長期的に当社株式を保有することを口頭で確認しております。

またシークエッジインベストメントインターナショナルリミテッド、株式会社ベイビーブラックスが業務執行組合員を務める投資事業組合（IT トラスト 2 号投資事業組合、YT トラスト 2 号投資事業組合、M2M トラスト 2 号投資事業組合、M2M トラスト 3 号投資事業組合、KST トラストファンド 2 号投資事業組合、EI トラスト投資事業組合、NB トラスト投資事業組合、投資事業組合 HA ターゲットファンド、投資事業組合 KH トラスト、投資事業組合 YH トラスト、投資事業組合 TH トラスト、投資事業組合 HH トラスト、投資事業組合 IH トラスト、投資事業組合 BB トラスト、投資事業組合マーケットウィザードファンド）、FISCO International (Cayman) LP および S R A につきましては、純投資であり、今後の当社事業成長および株価次第で、市場動向を勘案しながら売却を決定したい旨の表明を口頭で受けております。

また当社は本新株式を割り当てる各割当先から、払込期日より 2 年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告することおよび当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得致します。さらに当該株式を担保提供又は貸株を行う場合は、事前に当社に報告することを書面で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

全ての割当予定先からは本第三者割当増資等の引受けにかかる資金確保に関し、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭でいただいております。併せてネクスグループ社の新株式の払い込み約 20 億円については、手元資金と親会社であるフィスコからの借入金で充当する旨を受けております。資金確保については、ネクスグループ社の平成 26 年 11 月期の有価証券報告書および平成 27 年 2 月期の第 1 四半期報告書を確認し、フィスコは平成 26 年 12 月期の有価証券報告書および平成 27 年 12 月期の第 1 四半期報告書で確認しており、またフィスコからネクスグループ社へ貸付をする旨の意向表明書の提出を受けております。また、ネクスグループ社の新株予約権の行使時の払い込み 30 億円については、ネクスグループ社およびフィスコが金融機関から借入を行い充当する旨を受けております。ネクスグループ社は、フィスコが保有する有価証券約 52 億円（ネクスグループ社株式）、およびシークエッジインベストメントインターナショナルリミテッドが保有する有価証券約 60 億円（フィスコ株式）を担保に金融機関から借入を行い、またフィスコは自己が保有する有価証券約 52 億円（ネクスグループ社株式）を担保に金融機関から借入を行うことによって充当する意向であることを口頭および意向表明書で確認しており、各社から有価証券残高を証する書面の提出を受け、問題ないと判断いたしました。S R A については、払い込み資金残高につき、管理本部担当部長より口頭で問題ない旨の回答を得ており、親会社である株式会社 S R A ホールディングスの平成 26 年 3 月期の有価証券報告書および平成 26 年 12 月期の第 3 四半期報告書に記載の総資産、純資産並びに現金及び預金等の状況を確認した結果、問題はないと判断いたしました。

また、シークエッジインベストメントインターナショナルリミテッド、IT トラスト 2 号投資事業組合、YT トラスト 2 号投資事業組合、M2M トラスト 2 号投資事業組合、M2M トラスト 3 号投資事業組合、KST トラストファンド 2 号投資事業組合、EI トラスト投資事業組合、NB トラスト投資事業組合、投資事業組合 HA ターゲットファンド、投資事業組合 KH トラスト、投資事業組合 YH トラスト、投資事業組合 TH トラスト、投資事業組合 HH トラスト、投資事業組合 IH トラスト、投資事業組合 BB トラスト、投資事業組合マーケットウィザードファンド、FISCO International (Cayman) LP については預金残高もしくは有価証券残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しており、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））および金銭出資の発行および第 5 回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 募集後の大株主および持株比率

第三者割当後の大株主の状況および持株比率

募集前（平成 27 年3月 31日現在）		募集後	
株式会社ノーザ	9.41%	株式会社ネクスグループ	57.46%
株式会社S R Aホールディングス	6.10%	シークエッジインベストメントインター ナショナルリミテッド（※）	6.17%
株式会社S R A	6.04%	株式会社S R A	5.99%
E P Sホールディングス株式会社	3.97%	FISCO International (Cayman) LP（※）	2.66%
日本証券金融株式会社	3.18%	株式会社ノーザ	2.42%
株式会社S B I証券	3.00%	株式会社S R Aホールディングス	1.57%
カブドットコム証券株式会社	1.99%	EPSホールディングス株式会社	1.02%
李 堅	1.44%	日本証券金融株式会社	0.82%
楽天証券株式会社	1.24%	株式会社S B I証券	0.77%
CLEARSTREAM BANKING S. A 香港上海銀行東京支店カストディ業務部	1.16%	カブドットコム証券株式会社	0.51%

- （注） 1. 発行済株式数に対する所有株式数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。
 2. 平成 27 年 3 月 31 日時点の株主名簿を基準にして算定しております。
 3. 募集後の割合は、本件第三者割当増資に係る新株式発行および新株予約権発行後全ての権利行使がなされた後の発行済み株式数に対する割合です。
 4. 募集後の大株主一覧のうち、（※）の株主の保有方針は純投資であります。

8. 今後の見通し

本第三者割当増資は、有利子負債の圧縮、運転資金の確保等に伴う財務基盤の強化はもとより、ネクスグループ社による当社の子会社化後は、各種業務委託契約等の見直し、ネクスグループ社を含めた当社グループ全体でのボリュームディスカウント、外注コストの内製化などを行うことでグループ全体の更なる効率化をはかり、各々の事業価値を増大させ業績に大きく貢献するものと考えております。

平成28年3月期連結業績へ与える具体的な影響は現時点においては未定であり、判明次第お知らせいたしますが、中長期的には収益に大きく貢献するものと考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

（1）大規模な第三者割当を行うこととした理由および当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

2. 募集の目的および理由に記載の通り、当社はグループ会社の再編を行いつつ、有利子負債の削減による財務体質の改善を図ってまいりました。しかし、今後の事業運営のためには手元資金が足りず、何らかの資金調達が必要となりますが、当社は既に銀行借入は多額にのぼっているため、現状で新規の借入や新たな社債の発行について実施することは困難であります。また子会社の再編によって生じる可能性のある債務超過を早期に回避するためには、自己資本の拡充をはかることが必要と考え、資本の調達について検討してまいりました。

そこで、当社は、新たに株式を募集することで株主資本の増強を図るとともに、また未払金の支払いを完了すること、今後のシステム開発事業に注力するため一定の運転資金を確保してすること、借入金の返済による財務体質の改善をおこなっていくことを検討した結果、総額で 83 億円程度の資本増強が必要であると判断いたしました。また、その調達方法としては、株主割当又は公募による方法では、必要な規模の資金を円滑に調達することができないと考え、第三者割当による方法が最も現実的であると考えました。

次にどのような第三者割当増資が適当かについて検討し、①普通株式の割当、②新株予約権の割当、③優先株式の割当、などの選択肢を検討いたしました。この中で、当面の未払金や負債の返済に必要な資金を確保出来る新株の割当を第一優先といたしました。しかし、増資の規模が最大で 80 億円を超えることか

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ら、割当候補先との交渉の中で、新株と合わせて新株予約権の割当も実施し、当社の財務状況や事業展開に応じて追加的に新株式発行による資本の調達ができれば、一度に大幅な希薄化が生じることを回避でき、また必要な資金を適時調達することにつながると考え、割当先と協議した結果、普通株式の割当と新株予約権の割当を併用することといたしました。

また、割当予定先であるネクスグループ社は当社に対して15億円の期限到来した債権を保有していたため、ネクスグループ社より新株式引受に伴う払込み総額43億円のうち15億円については、当社への債権による現物出資（デット・エクイティ・スワップ）によることといたしたいとの要望があり、当社はデット・エクイティ・スワップによって債務を減額することは、財務体質の改善にもつながること、またデット・エクイティ・スワップ以外の新株式の払込み資金によって当面の資金繰りが可能なことからネクスグループ社の要望を受け入れることといたしました。

本件第三者割当増資によって増加する株式数は、新株予約権の権利行使分（潜在株式）を含めて、239,143,100株（議決権数2,391,431個）であり、本件第三者割当増資前の当社の発行済株式82,779,900株（議決権数825,860個）の288.9%、総議決権数でも289.6%に相当し、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当増資に該当することとなります。そのため、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めより、以下のいずれかの手続きが必要になります。

- a. 経営陣から一定程度独立した者（第三者委員会、社外取締役、社外監査役等）による第三者割当の必要性および相当性に関する意見の入手、又は、
- b. 株主総会の決議など（勧告的決議を含む）の株主の意思確認

当社取締役会は、今回の増資は、既存株主における持分の大幅な希薄化が生じることから、第三者委員会等の独立機関ではなく、株主総会で株主の意思を確認した上で実施することが適当であると考えました。

さらに、本件増資は、新株式については、市場株価又は理論価値に対して相当なディスカウントとなっていることから、いわゆる有利発行に該当するものと判断したため、当社取締役会は、会社法第199条第2項および第3項並びに第309条第2項の定めに従い、最終的には株主総会の特別決議によって発行決議を諮ることといたしました。本新株予約権については、払込金額は会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、新株予約権の行使価格35円と1株当たりの発行価格0.666円の合計額35.666円が新株式の発行価格35円に近いこと、また当社の任意取得条項発動時の株価水準である55円が前日終値60円に近いこと等から、有利発行に該当する可能性を完全には排除できないため、株主の皆様方の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本新株予約権については、本定時株主総会において、有利発行として会社法に基づく特別決議によるご承認を頂く予定です。

また、こうした大規模な増資によって株価が下落する可能性につきましては、次のように考えております。増資による株価への下落圧力は、一般に①増資後の割当先からの売り圧力による需給面からの影響、および②株数の増加による1株利益の希薄化からの影響、が考えられます。本件増資において、①については、ネクスグループ社は当社の株式を中長期に保有する意向であることから、短期的な売り圧力にはならないと想定されます。一方、シークエッジインベストメントインターナショナルリミテッド、FISCO International (Cayman) L.P.、ベイビーブラックスが業務執行組合員となっている投資事業組合の投資方針は純投資であることから、これらに割当てられる株式数25,716,300株は売り圧力となる可能性があります。次に、②については、当社の業績は平成23年3月期より赤字決算が続いており、現在の財務状況では資金面および信用面で事業を維持拡大することは困難な状況であります。そのため、本件増資は当社が事業を円滑に行い、最終利益を黒字化するために必須な財務戦略であり、赤字決算から脱却するきっかけになるものと考えており、利益の創造のために必要性が高いと判断いたしました。すなわち、増資によって利益があげられるような財務体質へ転換できれば、株価への影響は総合的にはプラスの面が大きく、株価下落にはつながらないものと考えております。

当社取締役会は、当社グループが、今後の事業基盤を確保し、円滑に事業を推進していくためには、まずは債務超過に陥ることを回避し、また有利子負債を適正な規模まで圧縮することが必須でかつ緊急な課

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

題であり、また事業に必要な運転資金を早期に確保することが重要と考え、本件増資を行うことについて、その必要性を認めることができると判断いたしました。こうした当社取締役会の判断につきましては、当社の全監査役3名が賛成の意見であることを口頭で確認しております。

また、本件増資の割当先につきましても、今後の事業展開について理解がある割当先を選定し、特にネクスグループ社とSRAからは、業務上の協力を得られることが期待でき、さらに、その方法において、新株式と新株予約権を割当てすることで、当社の資金ニーズに応じて段階的な増資を図ることが可能となり、かかる手法には、現在の当社における財務政策としては十分な合理性があると判断いたしました。この判断につきましても、当社の全監査役が賛成の意見を口頭で確認しております。

当社の全監査役は、当社における本件増資に至る手続について、会社法、金融商品取引法その他関係法令、東京証券取引所の定める諸規則内規に係る諸手続を履践して行われる予定であること、および取締役会決議においては特別利害関係人にあたる取締役はいないことを確認しており、さらに本件増資の発行手続きに関しても合理的である旨の意見を得ております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社は、有利子負債の削減による財務体質の改善の施策として、平成26年3月期に国内西日本事業部門を事業譲渡することで資金調達を図ってまいりました。さらに、平成27年3月期～平成28年3月期（譲渡完了は平成27年4月21日になります。）かけて海外子会社であるSinoCom、およびLDNS、平成28年3月期（譲渡完了は平成27年6月29日（予定）になります。）にはLNDTと海外子会社資産を売却することで財務体質の健全化を図り、国内でのソフトウェア開発事業に専念する事業戦略を進めておりました。しかしながら、海外子会社の売却においては直近の資金繰りの苦しさから、不利な条件での売却をせざる得ない状況となり、結果として売却による財務体質の改善は不十分なもので半ば途中であり、平成27年4月末日においても有利子負債が約99億円残っております。

今現在においては、今後の事業運営のためには手元資金が足りず、何らかの資金調達が必要となりますが、当社は既に銀行借入が多額にのぼっているおり、これまで取引銀行に対して元本返済の猶予等もお願いしてきた経緯もあり、現状で新規の借入や新たな社債の発行について実施することは困難であります。そのうえ、子会社の再編によって生じた債務超過を早期に回避するためには、自己資本の拡充をはかることが必要と考え、資本の調達について検討してまいりました。

その結果、短期的かつ確実に調達する必要に鑑み、当社にとっては第三者割当増資が適切な選択肢と判断しました。

第三者割当増資の規模としては、新たに株式を募集することで株主資本の増強を図ること、未払金の支払いを完了すること、今後のシステム開発事業に注力するため一定の運転資金を確保すること、子会社株式の売却による借入金の返済を通じた財務体質の改善をおこなっていくことを検討した結果、総額で83億円程度の資本増強が必要であると判断いたしました。

本件第三者割当増資は、上記「5. 発行条件等の合理性」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当増資に該当することとなります。そこで当社は、株式会社東京証券取引所の定める規則に従い、平成27年6月29日(月)に開催予定の第26期定時株主総会において、本第三者割当増資の必要性および相当性について説明した上、本第三者割当増資に関する議案が、決議によって承認されることをもって株主の皆様ご意思確認をさせていただくことを予定しております。

なお、当社は、このように、株主の皆様からの意思確認の方法として最も直接的な方法である株主総会のご承認をいただくことを増資の条件としたため、経営者から独立した第三者による意見の入手は予定しておりません。

10. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
--	----------	----------	----------

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

売上高	29,305	26,276	30,265
営業損益	2,152	△805	262
経常損益	1,876	△1,722	175
当期純損益	△959	△6,714	△2,932
1株当たり当期純損益(円)	△11.62	△81.30	△35.50
1株当たり配当金(円)	2	0	0
1株当たり純資産(円)	129.26	56.19	30.26

注1. 平成25年10月1日付で1株を100株に株式分割いたしました。

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況(平成27年3月31日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	82,779,900株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	20,833,300株	25%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	139円	100円	77円
高 値	153円	126円	92円
安 値	85円	42円	43円
終 値	100円	77円	59円

注1. 平成25年10月1日付で1株を100株に株式分割いたしました。上記数字は当該時期に株式分割があったものとして算出した価を示しております。

② 最近6か月間の状況

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
始 値	51円	60円	59円	60円	60円	59円
高 値	92円	73円	89円	73円	66円	60円
安 値	51円	58円	56円	59円	59円	45円
終 値	58円	61円	60円	59円	60円	60円

注1. 5月の株価は5月29日時点のものを使用しております

④ 発行決議日前営業日における株価

	平成27年5月29日現在
始 値	52円
高 値	60円
安 値	52円
終 値	60円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

- ・第三者割当による第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	平成24年12月14日
調 達 資 金 の 額	金 2,500百万円

ご注意: この文章は、当社の第三者割当による新株式(現物出資(デット・エクイティ・スワップ)および金銭出資)の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

転換価額	1株あたり、120円*（発行時は12,000円）
募集時における発行済株式数	827,799株*
割当先	株式会社SRA
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額（12,000円）における潜在株式数208,333株
現時点における転換状況	転換済株式数（0株） （残高 2,500百万円、転換価額120円）*（発行時は12,000円）
発行時における当初の資金使途	SinoComの子会社化に要した既存借入の返済等に充当
発行時における支出予定時期	平成24年12月14日
現時点における充当状況	全額充当済みであります。（株式会社SRAの当社に対する貸付金の返還請求権との相殺によりますので、本新株予約権付社債の発行による手取金はありません。） なお、平成27年5月28日付「第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債の償還期限および行使期間の再延長に関するお知らせ」のとおり、償還期限を平成27年6月30日に、行使期間を平成27年6月29日までにそれぞれ延長しております。

※当社は、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。

II. 親会社および主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

本件第三者割当による新株式の発行に伴い、割当先であるネクスグループ社が、親会社および主要株主である筆頭株主に該当する見込みであります。

本件第三者割当におけるネクスグループ社の当社に対する議決権所有割合が47.79%となり、「Ⅲ. 資本業務提携」に記載のとおり、株主総会の承認により、取締役の過半数をネクスグループ社が占めた場合、支配力基準に基づき、同社が当社の親会社に該当することが見込まれます。また、ネクスグループ社の親会社である株式会社フィスコ、SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDも当社の親会社に該当することが見込まれます。

2. 異動予定日：平成27年6月30日（火）

3. 親会社および主要株主である筆頭株主に該当することが見込まれる会社の概要

(1) 親会社に該当が見込まれる会社

① 商号	SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED (シークエッジ インベストメント インターナショナル リミテッド)
------	--

注1. シークエッジ インベストメント インターナショナル リミテッドについては、「(1) 新株式および新株予約権割当予定先の概要」の「i 新株式割当予定先の概要」をご参照ください

① 商号	株式会社フィスコ
② 本店所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 狩野仁志
④ 事業内容	情報サービス事業、コンサルティング事業、インターネット旅行事業、デバイス事業、広告代理業

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

⑤ 資本金の額	1,210,579 千円	
⑥ 設立年月日	1995年5月15日	
⑦ 純資産	4,890,033 千円	
⑧ 総資産	10,615,386 千円	
⑨ 大株主および持株比率	シーケッジ インベストメント インターナショナル リミテッド 45.69%	
⑩ 当社との関係等	資本関係	株式会社フィスコは当社の親会社となることを見込まれるネクスグループ社の株式を57.5%保有しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 親会社および主要株主である筆頭株主に該当することが見込まれる会社

① 商号	株式会社ネクスグループ
------	-------------

注1. ネクスグループ社については、「(1) 新株式および新株予約権割当予定先の概要」の「i 新株式割当予定先の概要」をご参照ください

4. 異動の前後における当該株主の所有する議決権の数および議決権所有割合

(1) 異動の前後における SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED の所有する議決権の数および総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数 (議決権所有割合) (注1、注2、注3)			大株主順位 (注4)
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	0個 (0%)	0個 (0%)	—
異動後	親会社	—	1,132,856個 (54.61%)	1,132,856個 (54.61%)	—

注1. 異動前の議決権所有割合は、平成27年3月31日現在の議決権82,779,900株から議決権を有しない株式数193,900株を控除した総株主の議決権の数825,860個を基準に算出しております。

注2. 異動後の議決権所有割合は、平成27年6月29日現在の発行予定株式総数207,639,000株から議決権を有しない株式数193,900株を控除した総株主の議決権の数2,074,451個を基準に算出しております。

注3. 議決権所有割合は、小数点第三位以下を四捨五入しております。

注4. 株主順位につきましては平成27年3月31日現在の株主名簿に当てはめた場合の順位として記載しております。

(2) 異動の前後における株式会社フィスコの所有する議決権の数および総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数 (議決権所有割合) (注1、注2、注3)			大株主順位 (注4)
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	0個	0個	—

ご注意: この文章は、当社の第三者割当による新株式(現物出資(デット・エクイティ・スワップ)および金銭出資)の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

			(0%)	(0%)	
異動後	親会社	—	1,077,142個 (51.92%)	1,077,142個 (51.92%)	—

注1. 異動前の議決権所有割合は、平成27年3月31日現在の議決権82,779,900株から議決権を有しない株式数193,900株を控除した総株主の議決権の数825,860個を基準に算出しております。

注2. 異動後の議決権所有割合は、平成27年6月29日現在の発行予定株式総数207,639,000株から議決権を有しない株式数193,900株を控除した総株主の議決権の数2,074,451個を基準に算出しております。

注3. 議決権所有割合は、小数点第三位以下を四捨五入しております。

注4. 株主順位につきましては平成27年3月31日現在の株主名簿に当てはめた場合の順位として記載しております。

(3) 異動の前後におけるネクスグループ社の所有する議決権の数および総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）（注1、注2、注3）			大株主順位 （注4）
		直接所有分	合算 対象分	合計	
異動前	—	0個 (0%)	—	0個 (0%)	—
異動後	親会社および主要株主である筆頭株主	991,428個 (47.79%)	—	991,428個 (47.79%)	第1位

注1. 異動前の議決権所有割合は、平成27年3月31日現在の議決権82,779,900株から議決権を有しない株式数193,900株を控除した総株主の議決権の数825,860個を基準に算出しております。

注2. 異動後の議決権所有割合は、平成27年6月29日現在の発行予定株式総数207,639,000株から議決権を有しない株式数193,900株を控除した総株主の議決権の数2,074,451個を基準に算出しております。

注3. 議決権所有割合は、小数点第三位以下を四捨五入しております。

注4. 株主順位につきましては平成27年3月31日現在の株主名簿に当てはめた場合の順位として記載しております。

5. 開示対象となる非上場会社の親会社等の変更の有無等

該当事項はございません。

6. 今後の見通し

上述の6. 割当予定先の選定理由等、(3) 割当先の保有方針に記載のとおりです。

III. 資本業務提携

1. 資本業務提携の目的

当社は、財務状況を改善する為、国内事業の一部および SinoCom、LDNS および LNDT 等の海外子会社の売却を進めてきました。しかし、一連の資産売却により連結上債務超過が見込まれるため、この最大の課題である債務超過の解消による資本の充実、財務基盤の強化等の喫緊の課題を充足すること

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ができることから、本第三者割当増資を行うことにより財務健全化への見通しがついてまいりました。

今後は国内事業を対象とした事業強化および規模拡大を行うにおいて、このたび親会社となるネクスグループ社は、当社と同じソフトウェア開発事業をはじめ、M2M(※1)の高付加価値ハードウェア通信モジュールの製造・開発事業、旅行業に特化したクラウドソーシング事業等を営んでおり、ネクスグループ社においては、営業基盤を活用した営業活動の促進、優秀で安価な中国現地ソフトウェア開発パートナーを柔軟に活用した中国オフショア開発力の共同活用、ソフトウェアの共同開発等の事業上の効果が見込めることから本件第三者増資割当を前提に資本業務提携を実施することとしました。

※1 「M2M」とは、ネットワークにつながれた機器同士が相互に情報を交換し、さまざまな制御を自動的に行うシステムで、人手を介することなく相互に情報交換できることが大きなメリットです。そのため、パソコンやサーバーだけではなく、車両運転管理システムとの融合による運転状況の管理、自動販売機の在庫管理や故障等のモニタリング、エレベーターや ATM の遠隔監視や故障等のモニタリング、電気・ガスのメーターの遠隔検針やセキュリティ対策など、多種多様な分野で導入されています。

2. 資本業務提携の内容

(1) 業務提携の内容

当社は、金融、流通、製造業等に対しシステム開発サービスを提供してまいりました。そこに、ネクスグループ社の持つハードウェア開発ノウハウや顧客基盤、農業・介護 ICT 分野の知見をベースとした事業や各種サービスと新たに融合していくことにより当社事業、ことに国内事業を今後展開できるものと考えております。

本業務提携により、両社の営業基盤を活用した営業促進の連携、新製品の共同マーケティング、ソフトウェアの共同開発および共同研究、人材の相互交流等により、両社の企業価値の向上を図って参ります。

また、役員については、平成 27 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会において、過半数の取締役候補者をネクスグループ社が指名します。

取組みの詳細につきましては、今後、両社で協議してまいります。

(2) 資本提携の内容

当社は、上述のように、第三者割当により発行される新株式（デット・エクイティ・スワップおよび金銭出資）および第 5 回新株予約権の発行により、ネクスグループ社を割当先として当社の普通株式の割当を行います。

3. 提携先の概要

商	号	株式会社ネクスグループ
---	---	-------------

注 1. ネクスグループ社については、「(1) 新株式および新株予約権割当予定先の概要」の「i 新株式割当予定先の概要」をご参照ください

4. 日程

(1) 取締役会決議	平成 27 年 6 月 1 日
(2) 本資本業務提携契約締結日	平成 27 年 6 月 1 日
(3) 定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 29 日 (予定)
(4) 業務提携開始日	平成 27 年 6 月 30 日 (予定)

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第 5 回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

5. 今後の見通し

本業務提携は、当社とネクスグループ社双方の事業価値を増大させ業績に大きく貢献するものと考えております。平成 28 年 3 月期連結業績へ与える具体的な影響は現時点においては未定であります。判明次第速やかにお知らせいたします。

中長期的には収益に大きく貢献するものと考えております。

(参考)

平成 28 年 3 月期連結業績予想（平成 27 年 5 月 22 日公表分）および平成 27 年 3 月期連結実績

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期連結業績予想 (平成 28 年 3 月期)	7,600	51	△49	△3,654
前期連結実績 (平成 27 年 3 月期)	30,265	262	175	△2,932

以 上

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第 5 回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別添 1)

第三者割当による新株式発行要項

1. 発行新株式	普通株式株 124,859,100 株
2. 発行価額	1 株当たり 35 円
3. 発行価額の総額	4,370,068,500 円
4. 増加する資本および 資本準備金に関する事項	資本金 2,185,034,250 円 資本準備金 2,185,034,250 円
5. 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
6. 申込期日	平成 27 年 6 月 30 日
7. 払込期日	平成 27 年 6 月 30 日
8. 割当先および割当数	株式会社ネクスグループ 99,142,800 株 SEQEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED 5,571,400 株 FISCO International (Cayman) LP 8,571,400 株 IT トラスト 2 号投資事業組合 1,274,200 株 YT トラスト 2 号投資事業組合 1,366,800 株 M2M トラスト 2 号投資事業組合 1,274,200 株 M2M トラスト 3 号投資事業組合 254,800 株 KST トラストファンド 2 号投資事業組合 1,603,100 株 EI トラスト投資事業組合 820,100 株 NB トラスト投資事業組合 509,700 株 投資事業組合 HA ターゲットファンド 637,100 株 投資事業組合 KH トラスト 254,800 株 投資事業組合 YH トラスト 509,600 株 投資事業組合 TH トラスト 586,100 株 投資事業組合 HH トラスト 509,600 株 投資事業組合 IH トラスト 1,019,400 株 投資事業組合 BB トラスト 382,700 株 投資事業組合マーケットウィザードファンド 571,300 株
9. その他	本新株式の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、および平成 27 年 6 月 29 日(月)開催予定の第 26 期定時株主総会における新株式発行に関する議案の承認を条件としております。

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第 5 回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別添2)

第三者割当による新株式予約権発行要項

1. 新株予約権の内容および数

株式会社SJI 第5回新株予約権 114,284 個

2. 新株予約権の払込金額 1 個につき 666 円

3. 新株予約権の払込金額の総額 76,113,144 円

4. 割当日 平成 27 年 6 月 30 日

5. 払込期日 平成 27 年 6 月 30 日

6. 募集方法

第三者割当の方法による。割当先および割当数は以下の通り

株式会社ネクスグループ	85,714 個
SEQEDGE INVETMENT INTERNATIONAL LIMITED	14,285 個
株式会社S R A	14,285 個

7. 新株予約権の目的となる株式の種類

株式会社SJI 普通株式

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社単元株式数は 100 株です。

8. 新株予約権の目的となる株式の数

1. 本新株予約権の目的である株式の種類および総数は、当社普通株式 114,284,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は当社普通株式 1,000 株とする。）。但し、本欄第 2 項および第 3 項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第 2 項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 3 項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
9. 新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、35 円とする。ただし、本欄第 3 項の規定に従って調整されるものとする。

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第 5 回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当の場合を含む。）、もしくはその他の証券もしくは権利を発行する場合、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) その他

- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

4,076,053,144円（注）新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額

1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

12. 新株予約権の行使期間

平成27年6月30日から平成29年6月29日までの2年間とする。（但し、平成29年6月29日が銀行営業日でない場合にはその直前の銀行営業日までとする。）

13. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所

1. 新株予約権の行使請求の受付場所

株式会社S J I 経営管理本部
東京都品川区東品川四丁目12番8号

2. 新株予約権の行使請求の取次場所

該当事項はありません

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 兜町支店
東京都中央区日本橋兜町4丁目3番

1 4. 新株予約権の行使の条件

1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
3. その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権引受契約書（契約書名称は仮）に定めるところによる。

1 5. 自己新株予約権の取得の事由および取得の条件

当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項および第274条第3項）の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に残存する本新株予約権の一部又は全部を無償で取得することができる。

1 6. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

1 7. 代用払込みに関する事項

該当事項はありません

1 8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

該当事項はありません

1 9. その他

1. 本新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

以 上

ご注意：この文章は、当社の第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第5回新株予約権の発行、による資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。